

○建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の実施について

制 定：平成24年12月18日付け 24財契第625号、24技調第34号
最終改正：平成31年3月28日付け 30技契第829号、30技管第185号
財務部長、技術管理室長から技師長等あて

独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注する測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）について、工事請負契約の事務処理要領（水公達昭和37年第4号。以下「事務処理要領」という。）第14条の2に規定する相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準及び取扱いを下記のとおり定め、平成24年12月25日以降に入札公告又は入札通知（以下「入札公告等」という。）を行うものから実施することとしたので通知する。

なお、「建設コンサルタント業務等における低価格による受注に関する調査等について」（平成17年10月12日付け17財契第376号、17技第109号）は、本日限り廃止する。ただし、平成24年12月24日までに入札公告等を行うものについては、なお従前の例による。

記

1 適用基準

機構が発注する建設コンサルタント業務等であって、予定価格が1,000万円を超えるものについて、契約の相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準は、その者の入札価格が次の表の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格の算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額に満たない場合とする。ただし、測量業務に係る契約については、当該額を予定価格で除して得た割合が10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とするものとし、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、当該額を予定価格で除して得た割合が、10分の8を越える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とするものとし、地質調査業務に係る契約については、当該額を予定価格で除して得た割合が、10分の8.5を越える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

ただし、予定価格が1,000万円以下であっても、独立行政法人水資源機構会計規程（水機規程平成15年度第15号）に規定する契約職又は分任契約職（以下「契約職等」という。）が必要と認めた場合はこの限りでない。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

2 基準価格の確定

契約職等は、建設コンサルタント業務等に係る請負契約を入札に付そうとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、基準価格を算出するものとする。

なお、事務処理要領第8条第1項の規定に基づき作成する予定価格書の予定価格が記載された行の下に、「(調査基準価格〇〇円)」と記載し、さらに、当該調査基準価格に108分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の100/108〇〇円)」と記載するものとする。

3 競争参加者への周知

契約職等は、入札公告等により配布する競争契約入札心得の条文を熟読することを競争参加者に促すとともに、入札説明書に次の各号に掲げる事項を記載し、入札執行の際に説明するものとする。

- 一 事務処理要領第14条の2に規定する基準があること。
- 二 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- 三 基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者（総合評価落札方式にあっては、価格及び性能等に係る技術提案が機構にとって最も有利なものをもって入札した者をいう。以下同じ。）であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 基準価格を下回った入札を行った者は、契約職等が行う事後の事情聴取等に協力すべきこと。

4 入札の執行

入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対し「保留」と宣言し、事務処理要領第14条第1項ただし書の規定により、落札者は後日決定

する旨を告げて、入札を終了するものとする。

5 調査の実施

契約職等は、事務処理要領第 14 条の 3 に基づき基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、次の各号に掲げる事項について入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

なお、調査の具体的な方法については、別添「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査要領」によるものとする。

- 一 当該価格により入札した理由
- 二 入札価格の内訳書
- 三 当該契約の履行体制
- 四 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況
- 五 配置予定技術者名簿
- 六 手持機械等の状況
- 七 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- 八 直前 3 カ年の事業（営業）年度に係る計算書類
- 九 業務内容等確認書
- 十 経営状況
- 十一 信用状況

6 調査の結果契約の内容に適合した履行がされると認められる場合の措置

契約職等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

7 調査の結果契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置

契約職等は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び当該契約職等の意見を記載した書面を 3 部作成し、事務処理要領第 3 条により指名された者（以下「契約審査委員」という。）3 名に提出し、その意見を求めなければならない。

8 契約審査委員の審査及び意見の表示

契約審査委員は、契約職等から意見を求められたときは、調査結果について審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は契約審査委員多数決によるものではなく、個別の意見を表示するものとする。

9 契約審査委員の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 契約審査委員の表示した意見のうち、2 名以上の意見が契約職等の意見（その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見）と同

一であった場合は、契約職等は最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格（総合評価落札方式にあつては、価格及び性能等に係る技術提案が機構にとって最も有利なもの）をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、記5以降と同様の手続による。

- (2) 契約職等は、契約審査委員の表示した意見のうち、2名以上の意見が自己の意見と異つた場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、次順位者を落札者と決定することができる。
- (3) 契約職等は、次順位者を落札者と決定したときは最低価格入札者に対しては落札者となし旨の通知を、次順位者に対しては落札者となつた旨を通知するとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となつた旨を知らせるものとする。

別添

建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査実施要領

1. 目的

本要領は、測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）の成果物の品質確保に資するため、低入札価格調査対象の建設コンサルタント業務等について、「建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の実施について」（平成24年12月18日付け24財契第625号、24技調第34号。以下「実施通達」という。）に基づく調査を実施する際の調査方法及び内容等を定めることを目的とする。

2. 適用対象

本要領は、実施通達記5に規定する調査について適用する。

3. 調査方法

- (1) 本要領に基づく調査（以下「本調査」という。）は、本調査の対象者（以下「調査対象者」という。）からの事情聴取、関係機関等への照会等により行うものとし、これらをできるだけ速やかに完了すること。
- (2) 本調査は、次の手順で実施するものとする。
 - ① 落札の決定を保留した時点で、調査対象者に対し、「低入札価格調査対象業務通知書」（様式1）により本調査を行う旨を通知する。
 - ② 契約職又は分任契約職（以下「契約職等」という。）は、調査対象者に対し、指定した期日（以下「提出期限」という。）までに4（1）に掲げる資料及びその添付資料（以下「資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。なお、提出期限については、事前に資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定するものとする。
 - ③ 契約職等は、契約職等が求める資料等のほか、調査対象者が必要と認める任意の資料をあわせて提出させることができるものとする。
 - ④ 契約職等は、資料等の提出を受けた後、速やかに、調査対象者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、調査対象者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するものとする。
 - ⑤ 契約職等は、調査対象者からの事情聴取後、追加の調査が必要と認めたときは、提出期限までに契約職等が必要と認める追加の資料及びその添付資料（以下「追加資料等」という。）を提出するよう求めるものとする。なお、追加資料等の提出期限は、事前に追加資料等の作成に要する期間を調査対象者に確認した上で、適切に設定するものとする。
- (3) 本調査は、実施通達1の基準に該当する複数の者について並行して行うことができるものとする。ただし、事務処理要領第14条の3第2項、第14条の4及び第14条の5の手続については、最低の価格をもって入札した者（総合評価落札方式にあっては機構にとって最も有利なものをもって入札をした者）から順に行うものとする。

4. 提出を求める資料等と確認内容

(1) 契約職等は、本調査においては、実施通達記5の調査の実施に当たり、次に掲げる資料等(⑥にあっては、測量業務及び地質調査業務に係る本調査の場合に限る。)の提出を求めるものとする。

- ① 当該価格により入札した理由(様式2)
- ② 入札価格の内訳書(様式3)
- ③ 当該契約の履行体制(様式4)
- ④ 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況(様式5)
- ⑤ 配置予定技術者名簿(様式6)
- ⑥ 手持機械等の状況(様式7)
- ⑦ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者(様式8)
- ⑧ 直前3カ年の事業(営業)年度に係る計算書類(任意様式)
- ⑨ 業務内容等確認書(様式9)

(2) 契約職等は、調査対象者の経営状況及び信用状況について自ら調査し、次に掲げる資料を作成するものとする。

- ① 経営状況に関する資料(様式10)
- ② 信用状況に関する資料(様式11)

(3) 契約職等は、次に掲げる資料等について、次の内容を確認するものとする。

- ① 当該価格により入札した理由(様式2)
手持業務及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること並びに手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託会社の協力等に照らして、入札した価格で業務が実施可能であること。
- ② 入札価格の内訳書(様式3)
 - 1) 数量総括表に対応した内訳書となっていること。また、数量総括表に記載されている区別の費用内訳が分かる明細書となっていること。ただし、建築関係建設コンサルタント業務を除く。
 - 2) 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されていること。
 - 3) 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
 - 4) 契約対象業務の実施に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該業務の一般管理費等(建築関係建設コンサルタント業務にあっては、間接経費)に計上していること。
- ③ 当該契約の履行体制(様式4)
 - 1) 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であること。
 - 2) 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。
- ④ 手持ちの建設コンサルタント業務等の状況(様式5)
配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。
- ⑤ 配置予定技術者名簿(様式6)
契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行

に必要な資格を有すること。

⑥ 手持機械等の状況（様式7）

記載された手持機械を保有していること及び当該機械を契約対象業務で使用又はリースする予定であること。

⑦ 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式8）

1) 記載された業務実績が実在するものであること。

2) 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資すること。

⑧ 直前3カ年の事業（営業）年度に係る計算書類（任意様式）

経営内容に特段の問題がないこと。

⑨ 業務内容等確認書（様式9）

仕様書に記載された業務内容を理解していること。また、変更契約時には、変更額にも当初契約時の請負比率が掛かる事を認識していること。

(4) 契約職等は、次に掲げる資料について、次の内容を確認して作成するものとする。

① 経営状況に関する資料（様式10）

関係機関への照会により、経営状況に特段の問題がないこと。

② 信用状況に関する資料（様式11）

1) 賃金不払いの状況、再委託先への代金の支払遅延状況、法令違反等の信用状況に関する特段の問題がないこと。

2) 建設コンサルタント登録等における消除等の履歴に関する状況（測量業務にあっては測量法（昭和24年法律第188号）第57条第1項又は第2項に基づく登録の取消し又は営業の停止の履歴に関する状況を、土木関係建設コンサルタント業務にあっては建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第11条第1項第4号（不正手段による登録）、第8号（役員等により不誠実な行為）又は第10号（現況報告書中の重要事項に虚偽の記載）に基づく消除の履歴に関する状況を、建築関係建設コンサルタント業務にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第1項又は第2項に基づく監督処分等の履歴に関する状況を、地質調査業務にあっては地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第10条第1項第4号（不正手段による登録）、第8号（役員等により不誠実な行為）又は第10号（現況報告書中の重要事項に虚偽の記載）に基づく消除の履歴に関する状況を、補償関係コンサルタント業務にあっては補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第12条第1項第4号（不正手段による登録）、第8号（役員等による不誠実な行為）、第10号（現況報告書中の重要事項に虚偽の記載）又は第11号（登録停止期間中の登録表示行為）に基づく消除の履歴に関する状況をいう。）

5. 適正な調査及び調査内容の実効を担保するための措置

(1) 虚偽説明等への対応

契約職等は、調査対象者が当該調査を経て契約を行った後に虚偽の資料提出又は説明を行ったことが明らかとなった場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 当該業務の成績評定において厳格に反映する。
- ② 過去5年以内に①の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年5月31日付け6経契第443号）別表第1第1号により指名停止を行う。

(2) 結果の公表

低入札価格調査の結果は、別に定めるところにより公表するものとする。

(3) 契約後の取扱い

契約職等は、本調査を経て契約を行った建設コンサルタント業務等については、本調査で提出された資料等を調査職員（測量業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務にあつては、監督員）に引き継ぐとともに、仕様書で定められた業務計画書（補償関係コンサルタント業務にあつては、業務工程表。以下同じ。）の内容のヒアリングを行うこととし、業務計画書の記載内容が本調査の内容と異なる場合は、その理由等について確認を行うこととする。

(4) 事前の周知

(1) から (3) までの内容は、あらかじめ入札説明書において明らかにするものとする。

(5) 特記仕様書への記載事項

以下記載例により、競争参加者に周知するものとする。

記載例

<ul style="list-style-type: none"> ① 入札価格が調査基準価格を下回ったときは、入札価格、業務執行体制等に関する調査を行うので、協力されたい。 ② （測量又は地質調査業務の場合）受注者は、配置を予定する技術者のうちから、現場作業における技術上の責任を有する者として、「現場責任者」を定められたい。

(6) 業務履行の確認

業務履行状況について、次の表のとおり調査を実施すること。

項目	時期	方法
業務履行状況	業務履行中	統括調査員等（注1）が受注者の管理技術者等（注2）から業務履行状況に関する説明の聴取を行うこと。
現場作業状況（測量及び地質調査業務に限る。）	業務履行中	統括調査員等が必要に応じて立会いを行い、次に掲げる事項を確認すること。 ① 業務計画等（注3）に照らして現場作業が適切に実施されているかどうか。 ② 現場責任者が適切に作業を実施しているかどうか。
照査状況 （土木設計業務で、設計業務等請	業務完了検査時	検査員が照査技術者からの照査報告書に関する報告の聴取により、照査が設計図書に従い適切に実施されているかどうかを確認

負契約書（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 財契第 10 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき照査技術者が定められているものに限る。）		すること。
--	--	-------

(注 1) 「統括調査員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 測量における統括監督職員及び主任監督職員（これらに相当する者として契約書又は仕様書において定められた者を含む。③において同じ。）
- ② 土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務における次に掲げる者
 - イ 土木設計業務及び建築設計業務における統括調査員及び主任調査員（設計業務共通仕様書に規定する総括調査員及び主任調査員をいう。）
 - ロ その他イに掲げる者に相当する者として契約書又は仕様書において定められた者
- ③ 地質調査業務における統括監督職員及び主任監督職員
- ④ 補償関係コンサルタント業務における次に掲げる者
 - イ 用地測量、用地調査及び工損調査（以下「補償関係調査等業務」という。）並びに補償業務・補償説明等業務における統括監督職員及び主任監督職員
 - ロ その他イに掲げる者に相当する者として契約書又は仕様書において定められた者

(注 2) 「管理技術者等」とは、次に掲げる者をいう。

- ① 測量における主任技術者（これに相当する者として契約書又は仕様書において定められた者を含む。③において同じ。）
- ② 土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務における次に掲げる者
 - イ 土木設計業務及び建築設計業務における管理技術者（設計業務等請負契約書（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 財契第 10 号）第 10 条第 1 項に規定する管理技術者をいう。）
 - ロ その他イに掲げる者に相当する者として契約書又は仕様書において定められた者
- ③ 地質調査業務における主任技術者等
- ④ 補償関係コンサルタント業務における次に掲げる者
 - イ 補償関係調査等業務における主任技術者等
 - ロ 補償業務・補償説明等業務における管理責任者等
 - ハ その他イからロに掲げる者に相当する者として契約書又は仕様書において定められた者

(注 3) 「業務計画等」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 測量における作業計画書（これに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたものを含む。）
- ② 土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務における次に掲げるもの
 - イ 土木設計業務における業務計画書（設計業務共通仕様書（平成 15 年 10 月 14 日付け 15 技第 12 号）第 1 章第 11 節に規定する業務計画書をいう。）
 - ロ 建築設計業務における業務計画書（設計業務共通仕様書（平成 15 年 10 月 14 日付け 15 技第 12 号）第 1 章第 11 節に規定する業務計画書をいう。）
 - ハ 電気通信設備設計業務における業務計画書（電気通信設備設計業務共通仕様書（平成 16 年 5 月 31 日付け 16 技第 32 号）第 1 章第 11 節に規定する業務計画書をいう
 - ニ その他イからハまでに掲げるものに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたもの
- ③ 地質調査業務における調査計画書（これに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたものを含む。）
- ④ 補償関係コンサルタント業務における次に掲げるもの
 - イ 補償関係調査等業務における作業計画
 - ロ 補償業務・補償説明等業務における業務実施計画書
 - ハ その他イ及びロに掲げるものに相当するものとして契約書又は仕様書において定められたもの

6. 調査結果の報告

低入札価格調査を実施した業務で、かつ、調査対象者が落札者となった業務については、「工事請負契約の事務処理要領第 14 条の 3 に定める調査結果の報告について」（平成 17 年 7 月 21 日付け事務連絡）を準用して報告されたい。